奨学金貸与規程

（目　　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人秋田県厚生協会（以下「法人」）が、法人の理念及び活動方針を理解し、法人の経営する施設での就職を希望する人材を育成し、この人材が地域福祉の向上に努め、よりよい地域を創造することを目的として秋田県厚生協会奨学金制度を定める。

（名　　称）

第２条　本奨学金貸与規程の名称を「秋田県厚生協会奨学金制度」（以下「奨学金制度」）とする。

（対 象 者）

第３条　奨学金制度を利用できる者（以下「奨学生」という）は、法人の介護、支援、看護、相談員等の職種に必要な知識・技能・態度を習得するための学校に在学中又は、入学が決定した者であって、次の各号(1)から(5)いずれかに該当し、かつ(6)を満たす者とする。

(1)　介護福祉士の資格を取得できる者
(2)　保育士の資格を取得できる者
(3)　看護師又は准看護師の資格を取得できる者
(4)　社会福祉士の資格を取得できる者
(5)　精神保健福祉士の資格を取得できる者
(6)　卒業後に、法人の就業規程に沿い勤務できる者

2　奨学生は、原則として他の同種の奨学金の貸与を受けていない者に限る。

3　前項に定める「同種の奨学金」とは、将来、奨学生の貸与主体に奨学生が職員として勤務する意思があることを主たる条件とする奨学制度をいう。

4　募集人員は、各年度２名程度とし、理事長の判断により増減できるものとする。

（申請手続き）

第４条　この奨学金制度により奨学金を希望する者は、次の関係書類を一括して当法人本部に提出の上、面接を受けるものとする。

(1)　奨学金申込書（様式 1）
(2)　振込口座届（様式 6）
(3)　履歴書（様式 7）写真添付
(4)　住民票
(5)　入学及び在学証明書
(6)　成績証明書（未就学の者は高等学校長が作成する調査書）
(7)　その他、当法人が必要と認めたもの

（審査と了承）

第５条　審査と承認手続きは、以下のとおりとする。

(1)　常務理事を起案者とし、定められた関係文書を理事長に提出する
(2)　理事長は奨学金制度の適用要件にそって審査し、承認または不承認を決定する
(3)　審査結果の通知は、奨学金貸与決定通知（様式 2）にて、すみやかに本人に通知する

2　奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受理した後、すみやかに、理事長に対して奨学生誓約書（様式 3）を提出しなければならない。

（契　　約）

第６条　誓約した場合は、当法人と奨学生との間で奨学金貸借契約を締結し、奨学金貸与契約書（様式 5）を作成する。

（連帯保証人）

第７条　奨学生は、一定の職業を持ち、かつ、独立した生計を有している者１名を連帯保証人として立てなければならない。

2　連帯保証人は、奨学生と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第 14 条第 6 項に規定する延滞利息を含むものとする。

（奨学金基準額並びに貸与日と期間）

第８条　奨学金の基準額は、月額３万円とし、無利子とする。

2　貸与日は、4 月と 10 月の末日とし（当日が銀行非営業日にあたる場合は、直前の銀行営業日）原

則として指定口座への振り込みにより行う。
3　貸与の期間は、学校が定める最短の養成（受講）期間内とする。

（奨学金の辞退）

第 9 条　奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願（様式 4）を理事長に提出しなければならない。

（学業の報告）

第 10 条　奨学生は、毎年度終了後 1 ヵ月以内に、成績証明書及び在学証明書を理事長に提出しなければならない。ただし、卒業又は修了に当たっては、在学証明書に替えて、卒業証明書又は修了証明書を提出しなければならない。
2　奨学生は、休学、停学、留年及び復学、あるいは留学する際には、すみやかにその旨を報告しなければならない。

（変更届等の報告義務）

第 11 条　奨学生は、次に掲げる事象が生じた場合には、その旨を直ちに変更届出書（様式第 8 号）により理事長に届け出なければならない。
(1)　契約書内の記載事項に変更があったとき
(2)　連帯保証人の死亡、あるいは次の事由が生じたとき
　ｱ 支払停止又は破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき
　ｲ 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは任意競売の申立、又は租税等の滞納処分を受けたとき
　ｳ その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

（奨学金の停止）

第 12 条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事由が消滅するまで、奨学金の適用を一時停止し、貸与を停止するものとする。
(1)　大学等を休学、留年および停学した場合
(2)　大学等において長期に留学等した場合
2　上記事由が解消した際には、原則として奨学金の適用を再開する。

（奨学金の打ち切り・終了）

第 13 条　次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金制度の適用を廃止し奨学金の貸与を打ち切り・終了するものとする。同時に、奨学生はすでに貸与された奨学金を当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括返済しなければならない。なお、一括返済が難しい場合は、返済計画を作成したうえで、分割で返済することができる。
(1)　各種資格取得のための学校を退学した場合又は卒業が不可能となった場合
(2)　心身の障害の為就学の見込みがなくなったと認められる場合
(3)　学業成績が著しく不良となったと認められる場合
(4)　奨学生が大学等において懲戒処分を受けた場合
(5)　奨学生が、奨学金の貸与を自ら辞退した場合
(6)　奨学生が死亡した場合
(7)　奨学金を受けた職員が、返済免除の従事必要期間（第 14 条第 1 項の期間をいう）を勤務せずに退職した場合
(8)　奨学生が本規程に違反した場合
(9)　虚偽の申請その他不正な手段をもって奨学金の貸与を受けた場合
(10)　前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みが無くなった場合

（奨学金の返済と免除）

第 14 条　奨学金の返済は、次のとおりとする。
　当法人に採用された後、3 年を勤務した場合（以下「従事必要期間」という。）には奨学金の返済を全額免除する。
2　疾病、災害、育児休業、介護休業その他の規程で定める特別の事情により勤務できなかった期間は従事必要期間に算入しないものとする。
3　ただし、従事必要期間を満たせず、退職を申し出た者においては、貸与金額を貸与期間（月数）で除した額に従事期間（月数）を乗じた分を免除する。その際、1 万円未満は切り捨てるものとする。
4　勤務した日が月に 14 日以下の場合は、1 月とみなさない。

5　奨学生が卒業（必要な課程を修了）後、奨学金制度の趣旨に反し、当法人に就職することができなかった場合は、貸与した奨学金を当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括で返済しなければならない。 なお、一括返済が難しい場合は、返済計画を作成したうえで、分割で返済することができる。

6　奨学生が正当な理由がなく前項に定める奨学金を返済すべき日までにこれを返済しなかったときは、当該返済すべき日の翌日から返済の当時までの期間に応じ返済すべき額につき年５％の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

（第３条の資格未取得で卒業の場合）

第15条　奨学生が卒業（必要な課程を修了）後、当該卒業年度末までに資格を取得できなかった場合は、1 年間を限度に返済を延期できる。但し、本条は、引き続き資格取得及び当法人への就職の意思がある者で、嘱託職員として当法人施設に勤務する者のみを対象とし、これらの意思が無い場合あるいは本人の意思と関係なく不可能と認められる場合は､前条第５項と同様の扱いとする。

（奨学金台帳の作成）

第 16 条　理事長は、奨学生毎に奨学金台帳（様式 9）を備え、奨学金を貸与した場合、奨学金の返済を免除した場合又は奨学金の返済を受けた場合にはすみやかに記録し 5 年間保存するものとする。

（特別事項）

第 17 条　奨学生との間で、本規程に関して裁判上の紛争が生じた場合は、秋田地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

（雑　　則）

第18条　本規程に定めのない事由が発生した場合には、当事者間の協議を行った上で、理事長が判断する。

沿　　革

令和 7 年 12 月 12 日　　制定（令和 8 年 2 月 1 日施行）